

リスク管理債権及び保全状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権（貸出金）の金額です。自己査定により資産査定した不良債権は、すべて「償却・引当規程」に基づいた方法で引当を完了いたしました。

リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
破綻先債権額(A)	44	25	72
延滞債権額(B)	2,472	2,598	2,621
合計(C)=(A)+(B)	2,516	2,623	2,693
担保・保証額(D)	1,463	1,552	1,728
回収に懸念がある債権額(E)=(C)-(D)	1,053	1,070	965
個別貸倒引当金(F)	580	787	821
同引当率(G)=(F)/(E) (%)	55.08	73.55	85.10

2. 3か月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況 (単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
3か月以上延滞債権額(H)	10	0	0
貸出条件緩和債権額(I)	941	196	103
合計(J)=(H)+(I)	951	196	103
担保・保証額(K)	627	120	66
回収に管理を要する債権額(L)=(J)-(K)	324	75	36
貸倒引当金(M)	74	26	18
同引当率(N)=(M)/(L) (%)	22.84	34.66	52.18

3. リスク管理債権の合計額 (単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(C)+(J)	3,468	2,820	2,797

(注)

- 「破綻先債権額」(A)とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立て、または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - 会社更生法、または金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - 商法の規定による整理開始、または特別清算開始の申立てがあった債務者
 - 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権額」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - 上記「破綻先債権額」(A)に該当する貸出金
 - 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払いを猶予した貸出金
- 「3か月以上延滞債権額」(H)とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で「破綻先債権額」(A)及び「延滞債権額」(B)に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権額」(I)とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払い猶予、元本

- の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権額」(A)、「延滞債権額」(B)及び「3か月以上延滞債権額」(H)に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(A、B、H、I)は担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や、既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。
 - 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、「破綻先債権額」(A)及び「延滞債権額」(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
 - 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち「3か月以上延滞債権額」(H)及び「貸出条件緩和債権額」(I)に対して引当てた額を記載しております。

金融再生法債権額開示及び保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権であり、貸出金の他債務保証見返り、未収利息及び与関係の仮払金を含んだ債権です。

金融再生法開示債権

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	357	393	464
危険債権	2,186	2,234	2,234
要管理債権	951	196	103
正常債権	32,225	32,066	32,426
合計	35,721	34,890	35,228

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていませんが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、リスク管理債権の「3か月以上延滞債権額」および「貸出条件緩和債権額」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
金融再生法上の不良債権(A)	3,495	2,824	2,802
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	357	393	464
危険債権	2,186	2,234	2,234
要管理債権	951	196	103
保全額(B)	2,772	2,489	2,639
貸倒引当金(C)	655	813	840
担保・保証等(D)	2,117	1,675	1,798
保全率(B)/(A) (%)	79.31	88.13	94.17
担保・保証等控除後債権に対する引当率(C)/((A)-(D)) (%)	47.53	70.75	83.74

(注) 「貸倒引当金」(C)は、個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。